

船舶事故調査報告書

令和2年12月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年1月16日 07時30分ごろ
発生場所	香川県東かがわ市小磯漁港北東方沖 三本松港北防波堤灯台から真方位004° 1.26海里付近 (概位 北緯34° 16.7′ 東経134° 20.6′)
事故の概要	漁船第三洋丸は、のりの収穫作業中、船長が船倉に落下して溺死した。
事故調査の経過	令和2年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 なお、原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三洋丸、3.1トン KA3-26843（漁船登録番号）、個人所有 10.93m (Lr) × 2.66m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年10月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年7月13日 免許証交付日 平成27年7月8日 (令和2年7月12日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、のりの収穫作業を行う目的で、令和2年1月16日07時ごろ香川県東かがわ市小磯漁港を出港し、07時15分ごろ同港北東方沖ののり養殖施設（以下「本件施設」という。）に到着してのりの収穫作業を開始した。 船長と共に小磯漁港を出港した船長の家族Aは、先に収穫作業を終えて同漁港に帰港したが、船長の帰りが遅いので本件施設まで見に行ったところ、同施設の近くで時計回りに旋回している本船を発見し、

	<p>続いて船倉に倒れている船長を発見した。</p> <p>船長は、船長の家族Aにより船倉から出された後、僚船により小磯漁港に運ばれ、船長の家族Bが08時03分ごろ救急車を要請し、08時12分に到着した救急隊員により呼吸、脈拍とも無し状態で蘇生措置を施されながら香川県東かがわ市内の病院に08時36分ごろ搬送されて救命措置が施された。海上保安部へは、警察署より09時55分に通報され、10時07分に病院の医師により溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、付図2 本件施設(イメージ)参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件施設は、縦約75m、横約50mの区画内に、長さ約23m、幅約1.65m、網目の幅が縦横約0.15mの化学繊維製ののり網が60枚設置されていた。</p> <p>本船は、のり収穫専用船で、のり収穫時には船首部にある通称突っ込みと呼ばれる器具を手動で海中に差し入れて本船を本件施設ののり網の下に潜りこませ、同網の下を通過しながら船橋後方に設置された^{てきさいき}摘採機でのりを摘み取り収穫していた。</p> <p>収穫されたのりは、船橋後方の縦約1.9m、横約1.86m、深さ約0.6mの船倉に入るようになっており、一回の収穫作業に約45分を要していた。</p> <p>(付図3 本船の本件施設への進行方向(イメージ)参照)</p> <p>本船の船倉には、本事故時、のりが約3分の2の深さまで入っていた。</p> <p>本船の操船は、操舵は船橋内中央にある舵輪とその下部にある足踏みペダルで船首スラストを操作し、前後進は左舷側にある主機操縦レバーで行い、また前進速力の微調整は同レバーの右側にあるトローリングレバー^{*1}により行っていた。なお、同レバーにはロック機能はなかった。</p> <p>(写真2 本船(船橋内)参照)</p> <p>本船の運転状況は、本事故時、舵は右舵がとられ、主機操縦レバーは前進位置となり、機関回転数は約1,000回転でトローリングレバーが前側に倒れ前進位置となっていた。また、摘採機は停止していた。</p> <p>船長は、通常は船橋上のさぶたを取り外して船橋外に出入りしていたが、本船がのり網の下に潜った状態で、本船にのり網や異物が絡むなどして支障が出た場合は、引き戸式の窓を取り外して船橋外に出て作業を行うことがあった。</p> <p>(写真3 左舷側の窓から船橋外に出るときの姿勢、付図4 船長</p>

*1 トローリングレバー：主機の回転数が一定の状態ではクラッチをスリップさせ低速で細かな速度調整を行う装置。

	<p>が船橋外に出るときの姿勢参照)</p> <p>本事故当時、本船の左舷側の窓は取り外されていた。</p> <p>船長は、船長の家族Aが発見したとき、船尾方向に頭を向けて船倉内ののりの上に右舷船尾側に仰向けに倒れていた。また、頭頂部に3～5 cmの切創及び右耳からの出血があり、口内にのりが入っていた。</p> <p>(付図5 船長が倒れていた位置(イメージ)参照)</p> <p>医師の診断では、船長の死因は、頭部の傷は脳内の出血も認められないので致命傷ではなく、肺の半分以上に水が入ったことによる溺水である。また、溺水の原因は、船倉に落下したときに同倉内の海水を飲み込んだことも考えられるが、不明とのことであった。</p> <p>船長の家族Aは、摘採機が停止していたことと左舷側の窓が取り外されていたことから、本船がのり網の下に潜った状態で操業中、のり収穫に何らかの支障が出たので、船長が、作業を行うために本船を停止して左舷側の窓から出ようとしたのではないかと思った。</p> <p>船長の家族Aは、船長が船橋外に出ようと左舷側の窓から身体を乗り出した際に、トローリングレバーに足が触れて前進位置となり、本船が前進を始めて身体がのり網にかかるなどして引きずられて船倉に落下したのではないかと思った。</p> <p>船長の家族Aは、船長が船倉で仰向けに倒れていたため、頭上ののり網に含まれた大量の海水が降り注いで口内に入ったのではないかと思った。</p> <p>船上には、血痕などは残されていなかった。</p> <p>船橋内は、海水やのりなどによる汚れはなく、船長が船橋外から戻った形跡はなかった。</p> <p>船長は、キャップ式の帽子、オーバーオールのカップ、軍手を着用し、ゴム製長靴を履いていた。なお、救命胴衣は着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、小磯漁港北東方沖の本件施設において、船長が、のりの収穫作業中に船橋の外に出ようとした際、本船が前進を始め、身体がのり網にかかるなどして引きずられたことから、船倉に落下して溺水したものと考えられる</p> <p>本船は、船長が、船橋外に出ようと左舷側の窓から身体を乗り出した際に、トローリングレバーに足が触れて前進位置となり、本船が前進を始めたものと考えられる。</p> <p>船長は、のりの収穫作業中に船倉に落下した際、仰向けに倒れた状</p>

	<p>態の船長に頭上ののり網に含まれた大量の海水が降り注いで溺水したものと考えられるが、目撃者もおらず、それらの状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、小磯漁港北東方沖の本件施設において、船長が、のりの収穫作業中に船橋の外に出ようとした際、本船が前進を始め、身体がのり網にかかるなどして引きずられたため、船倉に落下して発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、のりの収穫作業に船橋外に出るときは、船体が動かないように主機操縦レバーを中立の位置としてから作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船



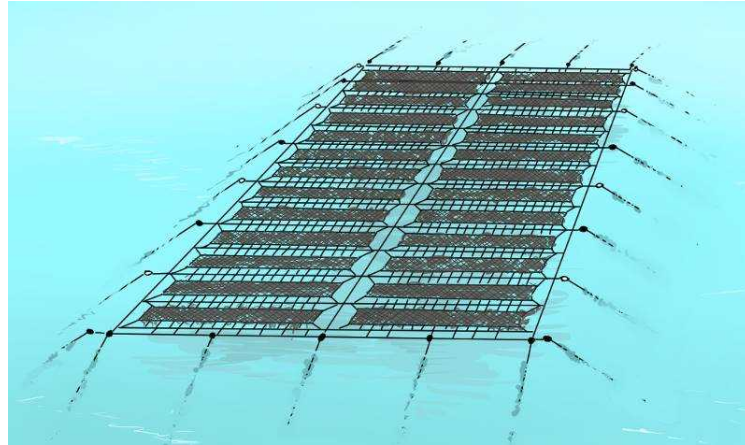
写真2 本船（船橋内）



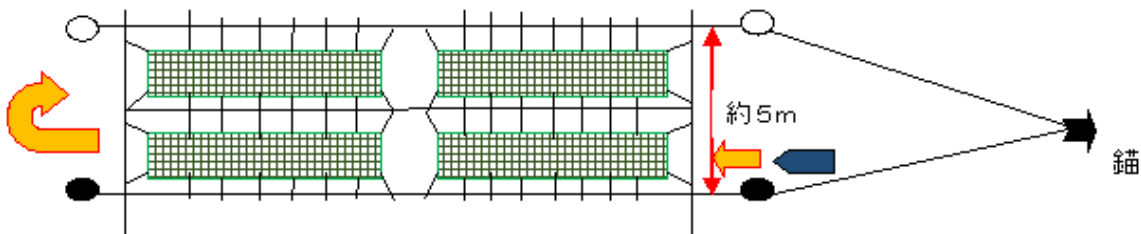
写真3 左舷側の窓から船橋外に出る時の姿勢



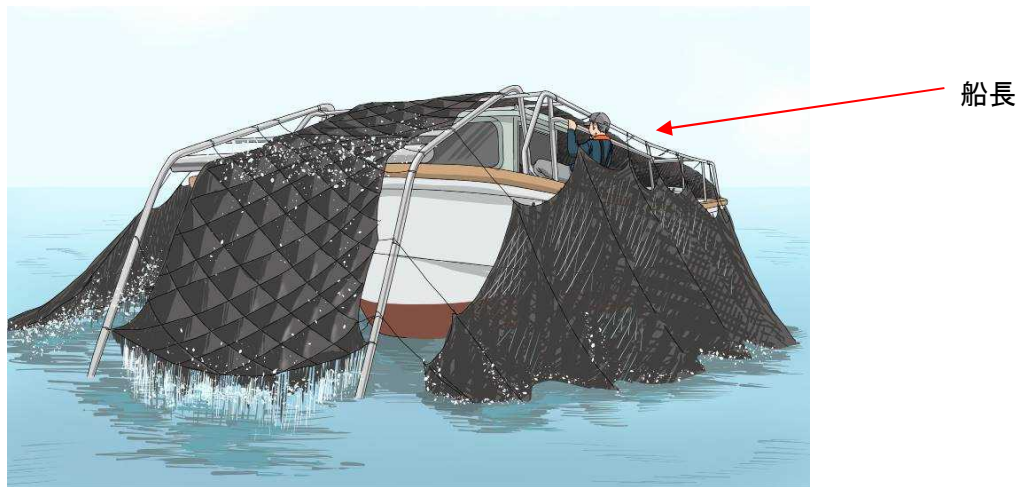
付図2 本件施設（イメージ）



付図3 本船の本件施設への進行方向（イメージ）



付図4 船長が船橋外に出るときの姿勢（イメージ）



付図5 船長が倒れていた位置（イメージ）

